

年金制度改革法案：私的年金制度の検討事項について

2025 年 6 月 30 日

資産運用研究所 主席研究員 今村 宗嗣

研究員 藤川 恵

研究員 山口 智子

要 約

- 6 月 13 日に年金制度改革法案が成立した。本法案の目的は「働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等により、高齢期における生活の安定を図る」とされている。
- 主な改正項目は、①社会保険の適用拡大、②在職老齢年金制度の見直し、③遺族年金制度の見直し、④厚生年金の標準報酬月額上限の引き上げ、⑤将来の基礎年金の給付水準の底上げ、⑥私的年金制度の拡充である。本稿では、このうち「私的年金制度の拡充」について特に内容を検討する。
- 企業型 DC ではマッチング拠出において、事業主拠出額を上限とする限度額の撤廃、iDeCo では加入年齢枠の上限引き上げが行われる。いずれの施策も、一定の加入金額及び加入者増の効果をもたらすことが期待される。
- 「年金の見える化」に関しては、企業年金の横比較ができるように開示が強化される見込みである。将来的には各人の年金にかかる情報を一元的に把握できる「年金ダッシュボード」のような仕組みの創設が待たれる。

当資料は資産運用市場の内容を基に情報を開示することを目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しております。当資料に示された内容等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しないし保証するものではありません。また特定の銘柄の推奨や売買等を示唆するものではありません。

I 年金制度改革法案について

2025年6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が成立した。改正の主旨は、「働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等により、高齢期における生活の安定を図るため」とされている¹。本稿では、まず我が国の年金制度および本改革法案の内容について概観し、その後、特に私的年金制度の拡充の内容について検討する。

1. 日本の年金制度

わが国の年金制度は、高齢期の生活を支えるための「所得保障制度」として整備されており、公的年金制度と私的年金制度の2つに大きく分けられる。

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人が共通して加入する「国民年金」と、会社員や公務員等が加入する「厚生年金」による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっている。運営方式は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を高齢者などの年金給付に充てる「賦課方式」によっている²。給付の種類は、大きく分けて、老齢年金、障害年金、そして遺族年金の3種類である。

私的年金は、公的年金を補完するものとして設立され、代表的なものに確定給付企業年金（DB³）、企業型確定拠出年金（企業型DC⁴）、個人型確定拠出年金（iDeCo⁵）などがある（図表1）。

¹ 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html?utm_source=chatgpt.com 「改正法の意義」

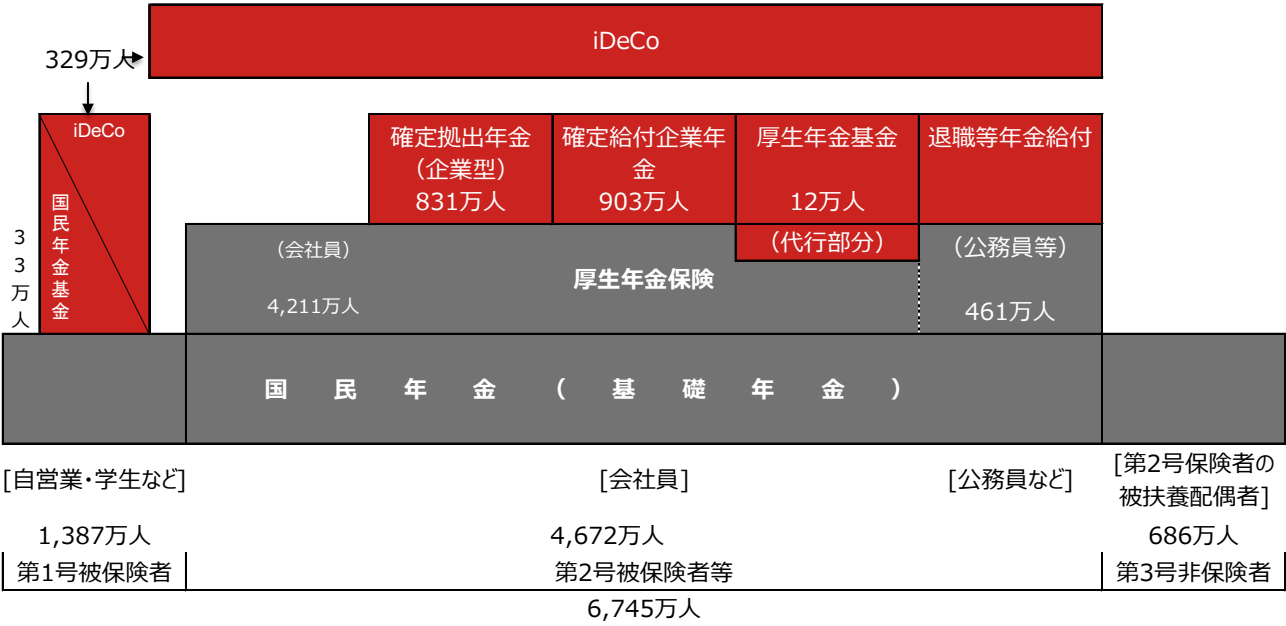
² 保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられている

³ DB = Defined Benefit Plan

⁴ DC = Defined Contribution Plan

⁵ iDeCo = individual-type Defined Contribution pension plan

図表 1：日本の年金制度



(注) 数値は 2024 年 3 月末時点の加入者数
(出所)厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808_1.html 「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、企業年金連合会 <https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/index.html> 「企業年金に関する基本統計」、同 <https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/j-chosa/index.html> 「企業年金実態調査」、国民年金基金 <https://www.npfa.or.jp/state/about.html> 「国民年金基金制度の事業概況」をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

2. 年金制度改革法案の骨子

今回提出された年金改革法案の主な項目は図表 2 のとおりである。それぞれの主な内容や目的を以下に記載する。

図表 2：年金制度改革法案の主な内容

改正項目	内容
社会保険の適用拡大	短時間労働者の厚生年金等の適用要件を改正。 個人事業所の適用業種を拡大。
在職老齢年金制度の見直し	在職老齢年金制度の支給停止基準を現行の 50 万円から 62 万円に引き上げ。
遺族年金制度の見直し	遺族厚生年金の男女差を解消し、子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくするなど、遺族年金制度を見直し。
厚生年金の標準報酬月額上限の引き上げ	保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を引き上げ。
将来の基礎年金の給付水準の底上げ	次期財政検証において基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、必要な法制上の措置を講ずる。

	この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行う。
私的年金制度の拡充	iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入可能年齢の引き上げ、企業型 DC（確定拠出年金）の拠出限度額の拡充、企業年金の運用の見える化など。

（出所）厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html?utm_source=chatgpt.com 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の概要」

（１） 社会保険の適用拡大

現在、社会保険の適用条件として企業規模、労働時間の要件、賃金⁶などが定められているが、特に短時間労働者の制度加入促進を念頭におき、企業規模と賃金の要件を段階的に撤廃する。あわせて個人事業所の対象業種を拡大する。

短時間労働者への適用拡大に関しては2012年、2020年、2022年の各改正時において順次行われてきた⁷。短時間労働者は被用者であるが、条件によっては厚生年金が適用されない人が存在し、これらの人々の高齢期における防貧を図るための施策である。

（２） 在職老齢年金制度の見直し

現在は年金を受給しながら働いている場合、年金と給料の合計が50万円を超えると、その超過分の年金の半額が受給停止となる。この支給停止基準額を、現行の月50万円から62万円へ引き上げる。年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにすることを目的としている。

（３） 遺族年金制度の見直し

現在は遺族年金の給付内容や受給要件等について性別による差異があるが、女性の就業

率の向上などを鑑み、これらの男女差を解消する。また、子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくなるように制度を改正する。

（４） 厚生年金の標準報酬月額上限の引き上げ

保険料や年金額等の計算に使われる賃金の上限を月65万円から75万円へ段階的に引き上げる。賃金に応じた保険料を負担してもらうことを目的としている。なお、厚生労働省によると月65万円の賃金は、平均的にはボーナス込みで1,000万円に相当し、また会社員男性の約10%が65万円の上限に該当しているとのことである⁸。

（５） 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

2029年の次回財政検証で基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合、厚生年金の積立金を活用して基礎年金の給付水準を底上げする。

本件については厚生年金の流用である旨の批判も聞かれるが、基礎年金の費用は国民年金財政と厚生年金財政で分担することになっており、現時点でも厚生年金財政からの拠出がある点は理解しておく必要があるだろう（図表3）。

⁶ 賃金の条件は月額給与が8.8万円以上とされており、いわゆる「106万円の壁」と呼ばれている

⁷ 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_009.html [年金制度の仕組みと考え方] 第9 被用者保険の適用拡大

⁸ 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html?utm_source=chatgpt.com

図表 3：2023 年度 公的年金財政の状況（兆円）（単年度ベース、運用損益を除く）

		厚生年金	国民年金		公的年金 制度全体
			国民年金勘定	基礎年金勘定	
収入	総額	51.4	3.3	23.1	54.4
	保険料収入	40.4	1.3		41.8
	国庫・公経済負担	10.3	1.8		12.1
	基礎年金交付金	0.2	0.1		①
	基礎年金拠出金収入			23.1	②
支出	総額	49.3	3.5	25.1	54.5
	給付費	29.2	0.2	24.7	54.1
	基礎年金拠出金	19.9	3.2		②
	基礎年金相当給付費			0.4	①

（注）①、②は公的年金制度内のやりとりであるため支出・収入合計から除いている

（出所）社会保障審議会年金数理部会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198528_00013.html をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

（6）私的年金の拡充

私的年金に関しては、企業型 DC の拠出限度額の拡充、iDeCo の加入可能年齢の上限引き上げ、企業年金の運用の見える化などが行われる。詳しい内容について、次章でそれぞれ見る。

II 私的年金制度の状況及び改正内容について

わが国の主な私的年金制度として、確定給付年金制度（DB、2024 年 3 月末加入者 903 万人）、企業型確定拠出年金（企業型 DC、同 831 万人）、個人型確定拠出年金（iDeCo、同 329 万人）の 3 つがある。かつては税制適格年金と厚生年金基金が企業年金の中核を担ってきたが、2001 年に確定拠出年金法と確定給付年金法（いわゆる企業年金 2

法）が成立して以降、制度の中心は DB と DC に移行している。

DB は適格退職年金や厚生年金基金を継承した給付建での制度として、一方 DC は、米国 401（k）を参考にしつつ、貯蓄との違いを考慮した拠出建での制度として創設された。また iDeCo は、国民年金第 1 号被保険者と企業年金のない国民年金第 2 号被保険者のための制度としてスタートしたが、2016 年の確定拠出年金法の改正により加入範囲が拡大され、企業年金と iDeCo の組み合わせも可能となった

9。

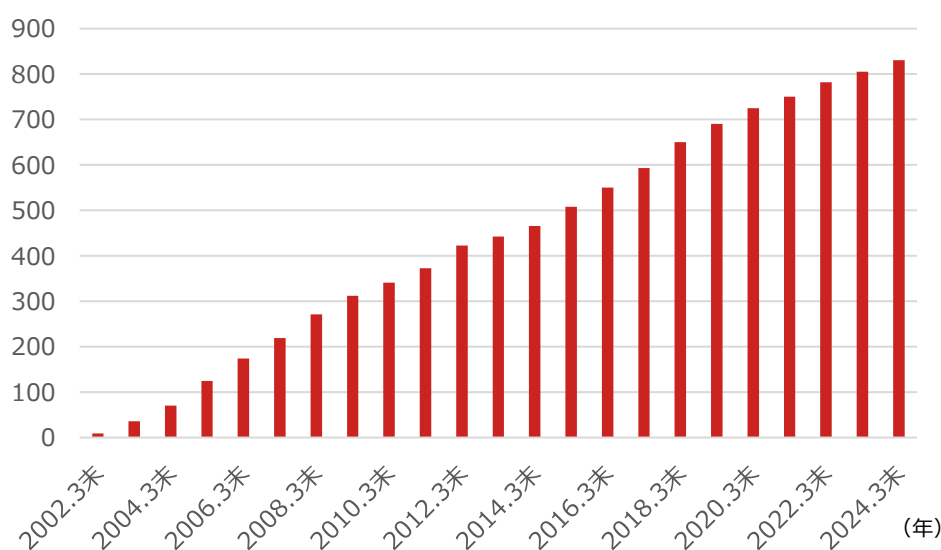
⁹ 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08642.html 「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（2019.12）

1. 企業型 DC

(1) 企業型 DC の状況

企業型 DC の加入者数は 2024 年 3 月末で約 830 万人である（図表 4）。第一号厚生年金被保険者が 4,211 万人¹⁰であることを考慮すると、普及率は約 20%と推定される。

図表 4：企業型 DC 加入者数（万人）（2002.3 末～2024.3 末）



（出所） 企業年金連合会 <https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/index.html> 「確定拠出年金統計資料」をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

図表 5 は企業型 DC の制度概要を示したものである。本改革法案においては、マッチング拠出に関する「限度額は事業主掛金額を超えないこと」の制限が撤廃される。また拠出限度額については 2024 年 12 月に閣議決定された税制改正大綱にその引き上げが盛り込まれており、今後の政省令改正にて月額 62,000 円に引き上げられる予定である。

図表 5：企業型 DC の主な制度概要

項目	内容
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた事業主

¹⁰厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808_1.html 「厚生年金保険・国民年金事業の概況」（令和 5 年度）。なお第一号厚生年金被保険者は、厚生年金保険の被保険者のうち、民間の事業所に使用される者を指す。

加入対象者	実施企業に勤務する従業員
掛金	事業主拠出。規約に定めた場合は加入者による「マッチング拠出」も可能だが、 拠出額は事業主掛金額が限度とされる。
拠出限度額	月額 55,000 円（注）から他制度掛金相当額を控除した金額（他制度掛金相当額を控除した額が 27,500 円/月を下回る場合は 27,500 円を上限）
運用	運営管理機関が選定する運用商品の中から加入者等自身が商品を選んで運用。運営管理機関は必ず 3 以上 35 以下の商品を提示する必要がある。
投資教育	事業主は、加入者等に対して必要かつ適切な投資教育を行う必要がある。
受給時期・方法	原則 60 歳以降年金形式で受け取り。規約の定めにより一時金の選択可能。障害給付金、死亡一時金、脱退一時金制度もあり。
税制優遇措置	・供出時：非課税／マッチング拠出は所得控除対象 ・運用益：非課税 ・給付時：公的年金等控除（年金受給）もしくは退職所得控除（一時金受給）
ポータビリティ	転職・退職時に他の制度へ持ち運べる場合がある。

（注） 拠出限度額は政省令改正にて 62,000 円に引き上げられる予定

（出所）厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html#201> をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

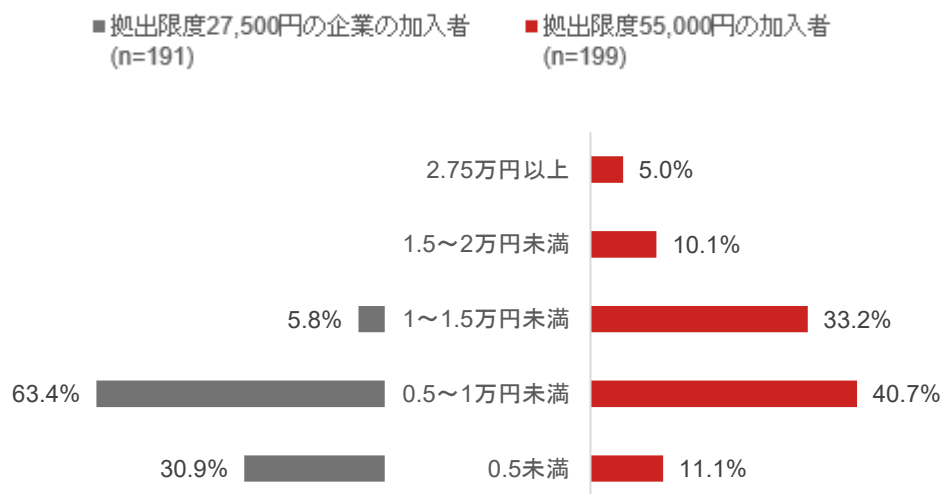
（2） マッチング拠出の状況

企業年金連合会のアンケート調査によると、DC 導入企業のうち、51.9%（n=842）がマッチング拠出制度を設けており、これら導入企業のうち、実際にマッチング拠出を行っている加入者の割合は 35.3%（n=400）であった¹¹。そしてマッチング拠出の金額について見たのが図表 6 で

あるが、拠出額 27,500 円の企業（左側）を見ると 1 万円以上のマッチング拠出を行っている層は全体の 5.8%に過ぎず、同 55,000 円限度の企業（右側）と比べて大きな開きがある。この差に関しては「事業主掛金額を限度とする現行制度」の影響を受けている可能性がある。今回の改正により、この規制が撤廃されるため、マッチング拠出金額の全体的な増額が期待される。

¹¹ 企業年金連合会 https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/dc_cyosa/index.html 「2023（令和 5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」

図表 6：企業型 DC マatching 拠出掛金の状況



(注) 「拠出限度額が2.75万円の企業」とは、企業型 DC の他に確定給付型の企業年金を実施している企業、「拠出限度額が5.5万円の企業」とは、企業型 DC を実施し、確定給付型の企業年金を実施していない企業を指す

(出所) 企業年金連合会 https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/dc_cyosa/index.html 「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」

コラム：改正による影響試算

（1）DC 拠出限度額引き上げの影響

本改正の影響についてシミュレーションを行った。まず、令和7年税制改正大綱に盛り込まれた、DC 拠出限度額の引き上げの影響を確認したい。なお、ここでは企業型 DC に絞って影響を確認する。企業型 DC の加入者数が830万人であることを前提に、すべての事業主が月0.7万円拠出金引き上げを実施した場合、最大で年間約7,000億円の拠出増が見込まれる。

（2）Matching 拠出の「企業拠出以下要件」廃止の影響

さらに、月0.7万円の引き上げが成されたことを前提に、Matching 拠出の上限が撤廃された影響を試算した（簡便のために各数値は簡素化している）。

事業主掛金は、図表6をもとに、他制度ありの場合10,000円、なしの場合15,000円と置いた。そして他制度掛金相当額は、社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料をもとに18,000円¹²と置いた。この場合、Matching 拠出限度額は前者が34,000円、後者が47,000円となる。

¹² 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14112.html 第16回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料の「加入者数による加重平均：17,914円」を参考とした。

DB等 他制度無の場合

15,000

47,000

DB等 他制度有の場合

10,000

18,000

34,000

法令限度額（62,000円）

■ 平均事業主掛金額（円/月）

■ 平均他制度掛金相当額（円/月）

■ 想定マッチング拠出限度額（円/月）

（出所）野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

現在のマッチング拠出掛金は同じく図表 6 より、他制度ありの場合約 6,000 円、なしの場合約 10,000 円であるので、改正による理論上の最大増加額はそれぞれ 28,000 円、37,000 円と想定される。さて社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料によると、2019 年時点で、企業型 DC の加入者が約 650 万人、このうち DB と併用している者が約 390 万人とされている¹³。これをもとに、現時点で DB と DC を併用している利用者数を 500 万人、DC のみの利用者数を 330 万人と想定し、年間拠出金の最大増加額を約 3.1 兆円と試算した。

	DB等が有る企業	DB等が無い企業
平均事業主掛金額（円/月）	10,000	15,000
平均他制度掛金相当額（円/月）	18,000	
想定マッチング拠出限度額（円/月）	34,000	47,000
平均マッチング拠出額（円/月）	6,000	10,000
一人当たり増加限度額（円/月）	28,000	37,000
想定利用者数（万人）	500	330
年間増加金額（億円）	16,800	14,652
	合計	31,452

（出所）野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

2. iDeCo

（1）iDeCo の状況

iDeCo は企業型 DC と同じく確定拠出年金法により導入され、2001 年 10 月から制度がスタートした。加入対象は当初、自営業者や企業年金のない従業員のみに限られていたが、2017

年 1 月施行の改正確定拠出年金法により、企業年金保有者、公務員、主婦を含むように大幅に範囲が拡大され、ほとんどすべての現役世代が利用可能な制度に生まれ変わった。制度の

¹³ 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07178.html 第 8 回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料

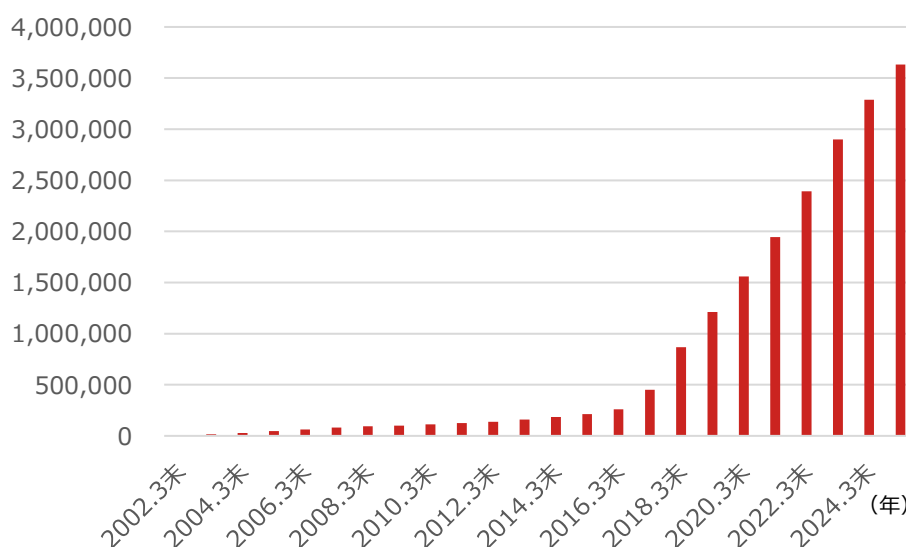
愛称が iDeCo と定められたのもこの時期である¹⁴。

2017 年の加入対象範囲の拡大を受け、加入者数は増加基調に転じ、2025 年 3 月時点で 363 万人になった¹⁵（図表 7）。

改正前の 2016 年 12 月時点（30.6 万人）からすると約 12 倍の増加である。ただし 6,700 万人を超える公的年金と比較するとまだ 5%程度の規模に過ぎない。また足元では、①加入者数は増加しているものの、その増加率は

60 代を除くと徐々に低下してきている、②一人あたり平均掛金については企業型 DC では増加が続いているが、iDeCo では頭打ちになっているなど、増加率が鈍化傾向にあるとの指摘もなされている¹⁶。

図表 7：iDeCo 加入者数（人）（2002.3 末～2025.3 末）



（出所）企業年金連合会 <https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/index.html> 「確定拠出年金統計資料」、国民年金基金連合会 <https://www.ideco-koushiki.jp/library/status/> 「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数等について」をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

さて iDeCo の主な制度概要は図表 8 のとおりである。本法案においては、加入可能年齢の上限を 65 歳未満から 70 歳未満まで引き上げるとされている。

¹⁴ 野村亜紀子「確定拠出年金の可能性－iDeCo の登場と運用改善への期待－」（野村資本市場研究所『財界観測 2017 年夏号』）
https://www.nomuraholdings.com/jp/services/zaikai/journal/p_201707_02.html

¹⁵ この間、2021 年に口座開設のオンライン化、2022 年に加入年齢の引き上げ（60 歳未満→65 歳未満）、加入要件の緩和（企業型 DC 加入者）、2024 年に拠出限度額の引き上げ（1.2 万円→2 万円）等が実施されている

¹⁶ 金子久「確定拠出年金の利用状況の変化～資産運用の積極化が進み、元本確保型商品からの資金流出が始まる～」（野村総合研究所『データで読み解く金融ビジネスの潮流』、2024.12）
https://www.nri.com/jp/media/column/financial_business_trends/20241217.html?utm_source=chatgpt.com

図表 8 : iDeCo の主な制度概要

項目	内容
実施主体	国民年金基金連合会
加入対象者	1. 国民年金第 1 号被保険者（自営業者等） ※農業者年金の被保険者、国民年金の保険料免除者を除く。 2. 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金保険の被保険者） ※企業年金加入者は以下の全てにあてはまることが必要 [1] iDeCo の掛金額が、企業型 DC の事業主掛金額と DB 等の掛金相当額と合算して各月の拠出限度額を超えていない。 [2] 掛金（企業型 DC・iDeCo）が毎月拠出である。 [3] 企業型 DC のマッチング拠出を行っていない。 3. 国民年金第 3 号被保険者（専業主婦（主夫）等） 4. 国民年金任意加入被保険者 ※原則 20 歳以上 65 歳未満
掛金	加入者個人が拠出（「iDeCo+」（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）を利用する場合は事業主も拠出可能）
拠出限度額 （注）	1. 国民年金第 1 号被保険者（自営業者等）：68,000 円／月 2. 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金保険の被保険者） ・企業年金等に参加していない場合（公務員を除く）：23,000 円／月 ・企業年金等に参加している場合（公務員を含む）：20,000 円／月 3. 国民年金第 3 号被保険者（専業主婦（主夫）等）：23,000 円／月
運用	運営管理機関が選定する運用商品の中から加入者等自身が商品を選んで運用。運営管理機関は必ず 3 以上 35 以下の商品を提示する必要がある。
受給時期・方法	原則 60 歳以降年金形式で受け取り。規約の定めにより一時金の選択可能。障害給付金、死亡一時金、脱退一時金制度もあり。
税制優遇措置	・拠出時：掛金は全額所得控除対象 ・運用益：運用中は非課税 ・給付時：公的年金等控除（年金受給）もしくは退職所得控除（一時金受給）
ポータビリティ	転職・退職時に他の制度へ持ち運べる場合がある。

（注）拠出限度額は今後以下のように変更される。

拠出限度額	1. 国民年金第 1 号被保険者（自営業者等）：75,000 円／月 2. 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金保険の被保険者） ・企業年金等に参加していない場合（公務員を除く）：62,000 円／月 ・企業年金等に参加している場合（公務員を含む）：62,000 円／月
-------	--

（出所）厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/kyoshutsu/ideco.html> をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

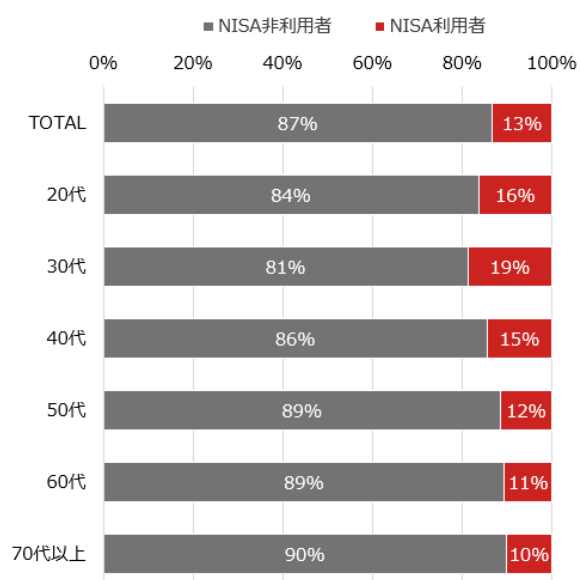
(2) 高齢者の投資意向

この引き上げ策が iDeCo の加入者拡大につながるかという点について、高齢者の投資意向を確認したい。野村アセットマネジメント資産運用

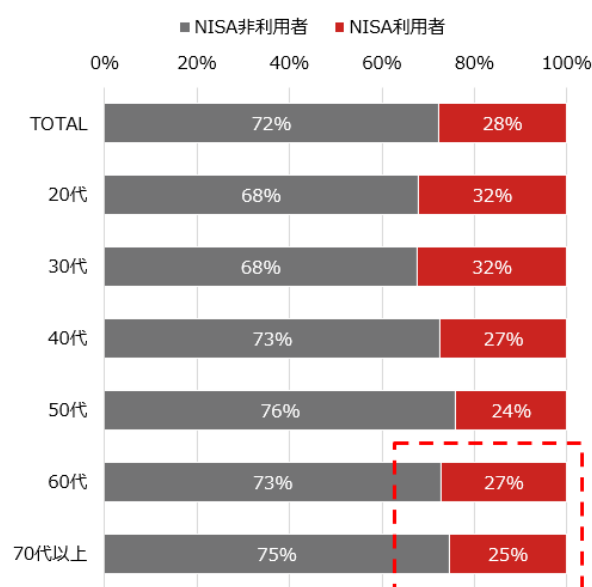
研究所が毎年行っている意識調査によると、足元では高齢者でも NISA を利用している人の割合が増加していることが分かる（図表 9）。

図表 9：NISA 利用者の割合

NISA利用者（2024年）



NISA利用者（2025年）



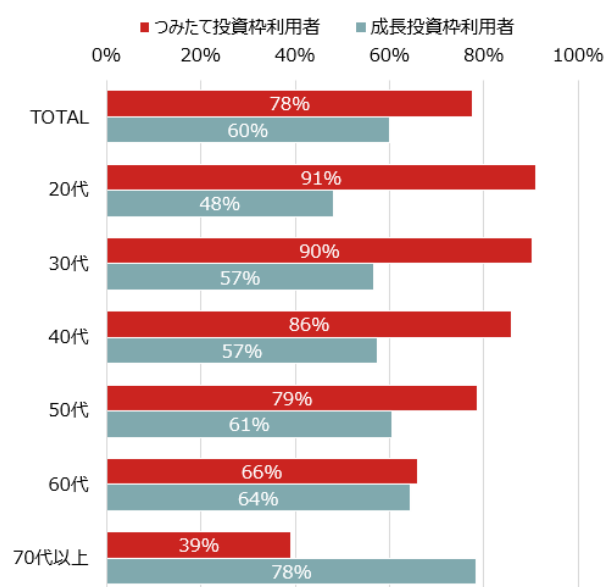
（注）2024 年：n=25,764、2025 年：n=27,790

（出所）野村アセットマネジメント資産運用研究所「Investor Insights 2025（投資信託）」

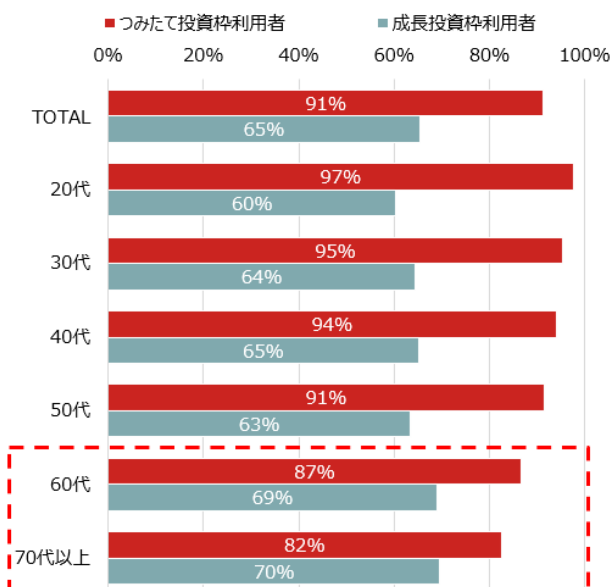
さらに、NISA 利用者を対象にした調査では、高齢者でもつみたて投資枠を利用している層が大きく増加していることがわかった（図表 10）。

図表 10:NISA の各枠における利用状況

つみたて投資枠、成長投資枠の利用割合（2024年）



つみたて投資枠、成長投資枠の利用割合（2025年）



（注）NISA 利用者を対象。2024 年：n=3,462、2025 年:n=7,738
 （出所）野村アセットマネジメント資産運用研究所「Investor Insights 2025(投資信託)」

このように、制度は違うが、高齢者においても積立投資を行う一定のニーズが存在することが確認できた。この点から、今回の加入年齢の上限引き上げは iDeCo 利用者の拡大に貢献する可能性があると言えよう。例えば企業型 DC に加入していた人が、一旦退職した後にも就労を継続し、その間 iDeCo への加入を通じて資産形成を継続するといった選択肢も可能となる。

米国においては、公的年金及び 401(k)等の企業年金に個人退職勘定（IRA = Individual Retirement Accounts）を組み合わせることで、典型的な 72 歳の米国人は、インフレ調整後で 50 代時点の平均的な可処分所得の 90%以上を賄えるとの調査もある¹⁷。わが国においても年金制度の拡充による所得代替率¹⁸の改善が期待される。

¹⁷ The Investment Company Institute <https://www.icifactbook.org/>
 「2025 Investment Company Fact Book」

¹⁸ 所得代替率とは、年金を受け取り始める時点における年金額が、その時の現役世代の手取り収入額と比較してどのくらいの割合かを示す指標。

3. 年金の見える化

年金の見える化とは、①加入者のための企業年金の運用の見える化と、②拠出や給付の見える化の2つの論点がある¹⁹。

(1) 加入者のための企業年金の運用の見える化

現在、企業年金の情報は加入者本人には通知がなされることになっているが、一般には公開されていない。本法案により企業年金の状況を広く一般に公開することにより、企業年金の運用等

の状況についての比較・分析が可能となり、ひいては企業年金の運営改善につながることを期待されている。

本法案においては、DB および企業型 DC について、運用状況等に関する一定の事項を厚生労働省がとりまとめて公表することとされた。公表内容は、DB の事業報告書および決算報告書（決算に関する報告書）ならびに企業型 DC の業務報告書の記載事項のうち省令で定めるものとされており、詳細は省令改正により別途定められる予定である（図表 11）。

図表 11：企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

	DB	DC
開示項目	毎年の事業報告書・決算に関する 報告書の項目をベースとする（一部新規に報告）	毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の項目をベースとする。（一部新規に報告、RK 経由の報告を想定）
開示の方法	厚生労働省が DB 別に公表	厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表
開示対象	規模要件を設ける	全事業所を対象

（出所）厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html?utm_source=chatgpt.com 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の概要」

企業年金はそもそも企業ごとに設計が異なるものであり、横比較が単純な実績比較（例えば「運用実績が高ければいい」）とならないような運用が望まれる。また、特に DB において、今後いかにインフレに対応していくかといった点について、より議論を深めていくための契機となることを期待したい。

(2) 拠出や給付の見える化

私的年金の活用のためには、自身が加入している企業年金・個人年金の情報や、その運用の状況について知ることができるとともに、退職時や

受給時に関する手続や受給額等の情報を得て、改めて現在の運用等を見直すことができることが望ましい。

公的年金においては「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などの制度があり、保険料納付額、年金加入期間、年金見込み額などが確認できるようになっている²⁰。ねんきんネットに関しては2024年3月末時点の利用者が1,098万人に達し、2020年3月末時点から520万人増加するなど、順調に利用者が拡大している²¹。

私的年金の場合、DB では事業主が業務概況について年1回以上の通知、DC では記録

¹⁹ 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html 「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」

²⁰ ねんきん定期便は年齢によって通知内容が異なる

²¹ 日本年金機構 https://www.mhlw.go.jp/stf/r05hyouka_00001.html 「日本年金機構の令和5年度業務実績の評価について」

関連運営管理機関等から加入者へ個別管理資産額等を年 1 回以上の通知が義務付けられている。ただし周知方法や内容に関しては事業者や運営管理機関によりばらつきがある最低限必要な情報を整理し、開示を義務付けるとともに、加入者が自身の私的年金の状況について、必要事項をいつでも確認できる環境作りが待たれる。

公的年金と私的年金を合わせた老後の受給見込み額を整理することは個人のライフプランニングのために非常に重要である。この観点から「年金ダッシュボード」の実現が期待されている。

年金ダッシュボードは、自身の公的年金及び私的年金を含めたあらゆる年金制度の状況を一元的に把握できるプラットフォームである。海外においては既に導入されている国も存在する（図表 12）。

（3）年金ダッシュボード

図表 12：EU 加盟国及びイギリスにおける年金ダッシュボードの構築状況

項目	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	デンマーク
担当組織	Money & Pension Service（政府出資）	Union Retraite（政府出資）	ZfDR（政府出資）	minPension（官民コンソーシアム）	F&P - Insurance & Pension Denmark（民間非営利）
根拠法令	Pension Schemes Act（2021 年）	portant réforme des retraites（2003 年）	Gesetz Digitale Rentenübersicht（2021 年）	官民組織との契約	Insurance & Pension Denmark への加盟契約
運営経費	官民共同出資	年金団体の出資	官民共同出資	官民共同出資	民間出資
構築状況	開発中	サービス提供中	試験運用中	サービス提供中	サービス提供中
表示範囲	公的年金・私的年金	公的年金・私的年金（認可団体のみ）	公的年金・私的年金	公的年金・私的年金	公的年金・私的年金
経済前提の規制（将来推計）	FRC（財務報告評議会）による規制	×	×	年金庁による規制	業界団体および当局の規制

（出所）厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36778.html 「年金広報と年金教育の取組について」

しかしながら、年金ダッシュボードをわが国に導入する際には、カバレッジ、データ規格、セキュリティ・個人情報保護、開発主体、開発・運営コストの負担など、いくつかの課題も指摘されている（図表 13）。

図表 13：年金ダッシュボード導入における課題

項目	内容
カバレッジ	あらゆる私的年金をカバーする必要がある。特に厚生労働省年金局が所管ではない、中小企業退職金共済、財形年金貯蓄、個人年金保険等をどのように取り込むか
データ規格	企業あるいは金融機関によって制度設計が著しく異なる制度を包括するデータ整備
セキュリティ・個人情報	個人番号（マイナンバー）など、個人情報流出対策など
開発主体・ガバナンス	多くの利害関係者（年金制度・事業者、金融機関、フィンテック業者、消費者団体、行政当局等）を取りまとめる必要性
開発・運営コスト	開発資金及び運営費用を誰が負担するか。年金業界（年金制度・事業者、金融サービス事業者等）が加入者数あるいは資産残高に比例して負担するなど

（出所） 谷内陽一「インフォームド・デザイン」の基盤としての年金ダッシュボード」（年金シニアプラン総合研究機構『年金研究』No.19、2022.3）
<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

このように乗り越える課題は多いものの、年金を一元的に可視化することはライフプランニングにおいて大きなメリットがあり、その成立に期待したい。さらには老後における資産の取り崩しを計画（デキュムレーション）し、可視化できる機能なども視野にいれた開発が望まれる。

III 終わりに

働き方の多様化、高齢期の長期化や老後生活へのニーズの多様化などを踏まえ、今後も年金制度は改善を続けていく必要がある。今回の改正にも表れているが、必要であるのは、公平かつ中立的な制度の構築という視点である。2024年12月の社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、本改正には盛り込まれなかったが、今後検討する必要がある課題として、DCにおけるキャッチアップ拠出や生涯拠出限度額²²の検討、iDeCoの最低拠出額引き下げ、などが指摘されており、今後の実現に期待したい。

以上

²²「キャッチアップ拠出」とは、若年時に使い残した拠出枠を、50歳以上に追加拠出枠として利用すること。「生涯拠出限度額」とは生涯拠出枠を設定し、その枠内で個々人の事情に応じて年間拠出限度額を柔軟に変更すること（日本証券業

協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会
<https://www.jsda.or.jp/about/teigen/teigenDCideco/index.html> 「確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革についての提言」（2024.7）

今月の規制動向

金融商品取引法改正による「投資運用関係業務受託業」の制度開始について

- 5月1日、2024年5月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、投資運用業に関する計理業務および法令遵守指導業務などのミドル・バックオフィス業務（投資運用関係業務）を受託する事業者の任意の登録制度として「投資運用関係業務受託業」の制度が開始された。
- 同制度は、「資産運用立国実現プラン」などの政府方針のもと、資産運用業の多様なビジネスモデルの実現や新規参入促進並びに投資運用業者が本業に専念可能な環境整備を目的としており、当該登録業者に委託することにより、投資運用業の人的構成要件が一部緩和されるため、新規事業者の参入障壁低減や資産運用業の競争力強化などが期待されている。
- 監督及び登録手続に関する具体的指針は金融庁より公表されており、業務の適正な運営を確保するための枠組みが整備されている。

「NISAに関する有識者会議」（第2回）議事要旨公表

- 5月9日にNISAに関する有識者会議第2回（4月22日開催分）の議事要旨が公表された。
- 要旨では、「つみたて投資枠における対象株式指数の考え方」に関して、対象指数の算出・公表の継続性が長期投資において重要、初心者にとって値動きの理由が分かりやすいことが基本、初心者が投資を始めたばかりの段階で、リスクに耐えられずに投資を中断してしまう可能性はできるだけ制度設計の段階で排除しておくことが必要、地域別の株式指数を選びやすくし選択肢を増やすことも有効、などの意見が見られた。
- また、「市況急変時の対応」に関して、株式市場の低迷時に個人投資家がとるべき行動を検討し発信していくことが重要との意見が見られた。

自由民主党 政務調査会 デジタル社会推進本部
「web3 提言 2025～暗号資産を国民の資産形成に資する資産へ～」を公表

- 5月15日、自由民主党 政務調査会 デジタル社会推進本部は提言「デジタル・ニッポン 2025」を公表。2025年4月10日、金融庁は、暗号資産に関連する制度のあり方等について検証してきた結果を、ディスカッション・ペーパーとして公表した。
- 暗号資産に関する制度改正案の概要としては、規制の位置づけを資金決済法から金商法に明確化し、有価証券と異なる特性を踏まえた枠組みを提示。国際競争力確保、市場の健全性確保、投資家保護のため、開示義務・インサイダー規制・分離課税の導入等により、暗号資産を信頼性・健全性を備えた“新たなアセットクラス”として社会に位置づけることを目指す、としている。

(出所) 金融庁「第213回国会における金融庁関連法律案」、『「NISAに関する有識者会議」(第2回)議事要旨』、(<https://www.fsa.go.jp/>)、自由民主党「web3 提言 2025」(<https://storage2.jimin.jp/>)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025 年 10 月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 373 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／

一般社団法人第二種金融商品取引業協会